

墨田区消費者ニュース

令和2年6月発行 第163号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)

〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



令和元年度は、**2,189 件**の消費者相談が寄せられました！

主な相談内容（トップ5）		相談事例	相談件数
	運輸・通信サービス <u>電話、インターネット情報サービスに関するトラブルなど</u>	電話料金が安くなると勧誘を受け契約した。しかし、インターネット利用料と電話料金が勧誘時の説明と違っていた。自宅の通信料が安くなると思い契約したのに納得がいかない。	346
	商品一般 <u>ハガキによる架空請求に関するトラブルなど</u>	妻宛に、【総合消費料金未納分訴訟最終通知書】というハガキが届いた。類似のハガキが3回も続いているが、無視し続けて良いものか。	315
	土地・建物・設備 <u>宅地等の土地、住宅等の建物、材料・設備に関するトラブルなど</u>	土地活用を勧める業者の、執拗な勧誘行為に困っている。当方は、契約する意思が全くないので、訪問したり電話をかけて来ないように再三伝えているが、対処法を教えてほしい。	307
	他の役務 <u>冠婚葬祭、結婚式場の予約等に関するトラブルなど</u>	2か所の結婚式場を見る予定だった。最初の式場で「今契約すれば大幅に値引きします。」と引き止められ20万円の内金を支払ったが、解約しても内金は返金できないと説明された。	146
	食料品 <u>健康食品、ダイエット食品の効果等に関するトラブルなど</u>	スマホの広告を見て「初回限定特別価格1,000円」と書いてあったサプリメントを注文した。自分は、定期購入だと思わなかったのので、定期購入の解約と商品を返品したいがどのようにしたらよいか。	144

すみだ消費者センターでは、消費生活に関するさまざまなトラブルのご相談をお受けしています。
お困りのときは、お早めにご連絡ください！



注文していないマスクの送り付けに注意

- お金を払ってはいけません！ -

【相談事例】

注文していないのに中国から国際郵便で不織布のマスクが30枚ほど送られてきた。家族にも全く心当たりがない。請求書などは入っていない。

今後、どのように対処したらよいだろうか。

【アドバイス】

注文していないのにマスクが届いたという相談が消費者センターに多く寄せられています。

購入の申し込みをしていないのに商品が送られてきても売買契約は成立していないので、お金を払う必要はありません。事業者にも連絡する必要はありません。

商品が届いた日から事業者による引き取りがないまま14日間を経過したときは、商品を自由に処分してかまいません。14日間経過後に、事業者から請求されても商品の引き取りに応じる必要はありません。

注文していない商品が届いた場合、慌てて、事業者にも連絡したりせず、そのまま使わずに保管し14日間経ってから処分しましょう。

すみだ消費者センター相談室



相談専用

ダイヤル

— まずは電話でご相談ください —

5608-1773

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

